第二十二条の四第一項第四号イ中「第三十九条の四第四項第一号」を「第三十九条の四第五項第二号」に、「(同項」を「(同項第一号」に、「の買取りをする者が当該支援団体に該当する旨及び当該土地の買取りが施行令第三十九条の四第四項各号」を「が当該支援団体に買い取られる場合が施行令第三十九条の四第五項各号」に、「旨を」を「ことを」に改め、同項第七号中「、当該土地等の買取りをする者」を「、同号の農地中間管理機構」に、「の買取りをする者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨」を「が当該農地中間管理機構に買い取られる場合が施行令第三十九条の四第六項に規定する要件を満たすものであること」に改める。

第二十二条の十一第十項中「同条第八項各号に掲げる要件」の下に「(その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、同項第六号に掲げる要件を除く。)」を、「次に掲げる要件」の下に「(その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第六号に掲げる要件を除く。)」を加え、同条第十四項中「ニまでに掲げる要件」の下に「(その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、同号ハに掲げる要件を除く。)」を加え、同条第二十項中「チまでに掲げる要件」の下に「(その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、同号トに掲げる要件を除く。)」を、「次に掲げる要件」の下に「(その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第六号に掲げる要件を除く。)」を加え、同条第四十八項第四号中「。)」の下に「(外国における各対象会計年度(法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。)の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。)」を加える。

第二十二条の十一の三第一項中「同号」とあるのは「(同号」とあるのは「(」に改め、同条第十四項第四号中「。)」の下に「(外国における各対象会計年度(法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。)の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。)」を加える。

第二十三条の五の二第三項第一号ロ中「第七項」を「第八項」に改め、同条第四項第一号中「第九項第三号」を「第十項第三号」に、「次項第三号」を「第六項第三号」に、「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同項第二号中「応じ」を「応じそれぞれ」に、「次項第三号ロ及び第九項第三号」を「第六項第三号ロ及び第十項第三号」に改め、同条第十一項中「第四十条の四の二第十四項」を「第四十条の四の二第十五項」に、「第九項」を「第十項」に改め、「「、生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、」を削り、「「もの」を「、もの」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十条の四の二第十一項」を「第四十条の四の二第十二項」に、「第五項まで」を「第六項まで」に、「及び第五項」を「から第六項までの規定」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同号イ(2)中「、生年月日及び」を「及び生年月日並びに」に改め、同号ハ(4)中「並びに」を「及び」に改め、同項第二号中「住宅取得等資金　次に掲げる場合の区分に応じ」の下に「それぞれ」を加え、同号ハ中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同号ハ(1)(ii)中「第六項」を「第七項」に改め、同号ハ(1)(iii)中「第七項」を「第八項」に改め、同項第三号中「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四十条の四の二第九項」を「第四十条の四の二第十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第九項第二号ハ(1)(ii)」を「第十項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四十条の四の二第八項に規定する財務省令」を「第四十条の四の二第九項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第四十条の四の二第八項」を「第四十条の四の二第九項」に改め、同項第二号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同項第三号イ中「前項第一号チ」を「第四項第一号チ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　施行令第四十条の四の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　当該住宅用の家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める施行令第四十条の四の二第八項に規定する住宅用の家屋に該当する旨を証する書類

二　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において住宅用の家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合又は災害に基因するやむを得ない事情により同日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得ができなかつた場合　当該住宅用の家屋の工事が完了したとき、又は当該住宅用の家屋の新築若しくは取得をしたときは遅滞なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

第二十三条の五の四第二項第二号中「同条第四項」を「同条第三項」に、「又は」を「、同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業又は」に改め、同項第三号中「及び同法」を「、同法」に、「を除く」を「及び同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センターを除く」に改める。

第三十条の二第二項中「及び第四項第二号イ」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中「第八十条第二項」を「第八十条第三項」に、「第二条第三十一項」を「第二条第三十三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第八十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての主務大臣の証明書で、当該登記を受ける事項が同項の規定に該当すること及び当該事項が記載された同項に規定する認定特別事業再編計画に係る認定の日の記載があるものを添付しなければならない。

5　登録免許税法施行規則第十二条第二項及び第六項の規定は、法第八十条第二項第一号イに規定する財務省令で定めるものについて準用する。

第三十一条を削る。

第三十条の四第一項中「第八十条の三第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第二項中「第八十条の三第二項」を「第八十一条第二項」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十条の三の次に次の一条を加える。

（認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等）

第三十条の四　法第八十条の三の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての農林水産大臣の証明書で、当該登記を受ける事項が同条の規定に該当すること及び当該事項が記載された同条に規定する認定開発供給実施計画に係る認定の日の記載があるものを添付しなければならない。

2　登録免許税法施行規則第十二条第一項、第二項及び第六項の規定は、法第八十条の三第二号イに規定する財務省令で定めるものについて準用する。